

青障第523号

平成29年7月11日

青森県内の医療機関の長 殿

青森県健康福祉部障害福祉課長

(公印省略)

青森県重度心身障害者医療費助成事業における対象者の自己負担
の上限額の変更について (通知)

盛夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本県の障害福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の重度心身障害者医療費助成事業（法別番号80）は、重度心身障害者の医療費の無料化又は軽減化を図ることを目的に実施しているところですが、平成29年8月及び平成30年8月に「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく高額療養費制度の自己負担限度額が改正となることに伴い、本事業の対象者（一部自己負担額が生じる方）の自己負担限度額が変更となりますので、レセプト担当者や受付担当者等に対する周知方よろしくお願いします。

つきましては、別紙資料により変更内容を御承知いただくとともに、対象者の方から医療費の自己負担を受ける際は適切に対応してくださるようお願いいたします。

担当 社会参加推進グループ

三上、芳賀

TEL：017-722-1111（内線 6325、6327）

1 相談窓口

市町村の障害福祉担当課

2 対象者（以下の手帳の交付を受けている方）

- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・身体障害者手帳内部障害3級（免疫機能障害と肝臓機能障害は除く。）
- ・愛護（療育）手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

※ただし、65歳以上で新たに重度障害者になった方は対象外となります。

3 本事業の自己負担限度額の変更

区分		現在	平成29年8月1日～	平成30年8月1日～
一般 所得者	外来・調剤・訪問看護	12,000円/月	14,000円/月 (144,000円/年(※1))	18,000円/月 (144,000円/年(※1))
	入院	44,400円/月	57,600円/月 (44,400円/月(※2))	57,600円/月 (44,400円/月(※2))
低所得者(住民税非課税世帯)		0円	0円	0円

※1：8月～翌年7月までの1年間の上限

※2：過去12か月において、月で3回以上、上限まで支払った場合の4回目以降の上限額

4 医療機関窓口における取扱

(1) 社会保険及び後期高齢者医療保険の適用者は、原則として償還払いとなるため、医療保険の自己負担額分を徴収していただくことになります。

(2) 国民健康保険の適用者は、「重度心身障害者医療費受給者証」の「一部負担金の割合」欄が、

① 「0」、「なし」及び空欄の場合は、医療機関において徴収はありません。

② 「1割」と記載されている場合は、窓口で1割（外来等の場合は上限を14,000円まで、入院の場合のみ上限を57,600円まで）徴収していただくことになります。

※ この場合、レセプトの「一部負担金額」の欄に徴収した金額を記載して、国民健康保険団体連合会に請求していただくことになります。

なお、上記3の「※1」と「※2」については、償還払いとなるため、医療機関の窓口では1割（外来等の場合は上限を14,000円まで、入院の場合のみ上限を57,600円まで）を徴収してください。ただしレセプト等により「※2」に当てはまると確認できる場合は、1割（上限を44,400円まで）徴収してください。

5 本事業の対象者に対する医療費助成方式

社会保険・後期高齢者医療保険		原則として償還払い（市町村から還付）	
国民健康保険	住民税課税世帯	原則として現物給付	一部自己負担あり
	住民税非課税世帯		窓口払いなし